

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	狐川樋門外2件観測・操作委託業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 嶋田 博文 福井県福井市花堂南2-14-7
契約締結日	令和 2年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	福井県知事
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,312,080-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,312,080-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

特例政令等の該当	
非該当	

1. 業務名

狐川樋門外2件観測・操作委託業務

2. 受託者名

福井県知事

3. 随意契約理由

本業務は、九頭竜川水系九頭竜川狐川樋門外2件における施設操作を実施するものである。

河川管理施設の施設操作については、河川法第99条の規定に基づき、関係地方公共団体に委託することができるようになっており、狐川樋門外2件は福井県所管の排水機場と一体操作の必要があることから、昭和52年3月31日、近畿地方建設局長（現近畿地方整備局長）を委託者とし、福井県知事を受託者として、操作委託協定を締結している。

以上のことから、本業務を履行できるのは、唯一、福井県知事であるので随意契約を行うものである。

4. 随意契約する根拠法令

会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第三号

推薦者 福井河川国道事務所 総括保全対策官
官職 国土交通技官 土田 健次